

第9章 免許等の種類

本事業の実施に際して必要となる免許等又は特定届出の種類は、以下に示すとおりである。

- ① 大気汚染防止法第6条第1項の規定による届出
- ② 土壌汚染対策法第4条第1項による届出
- ③ 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5第1項の規定による報告
- ④ 騒音規制法第6条第1項の規定による届出
- ⑤ 騒音規制法第14条第1項の規定による届出
- ⑥ 振動規制法第14条第1項に規定による届出
- ⑦ 大阪府生活環境の保全等に関する条例第87条第1項の規定による届出
- ⑧ 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項の規定による届出
- ⑨ 大阪府自然環境保全条例第34条第1項及び第2項の規定による届出
- ⑩ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出
- ⑪ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定による申請及び第19条第1項に規定する届出（平成29年4月より施行予定）
- ⑫ 景観法第16条第1項の規定による届出
- ⑬ 駐車場法第12条の規定による届出
- ⑭ 建築基準法第6条第1項の確認の申請
- ⑮ 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領第3条の規定による申出
- ⑯ 文化財保護法第93条第1項の規定による届出

